

騒音発生施設設置 ~~(使用・変更)~~ 届出書

令和3年 5月19日

(宛先) 小樽市長

届出者 住所(所在地)

小樽市花園2丁目12番1号
氏名(名称及び代表者氏名)
小樽プレス工業株式会社
代表取締役社長 小樽 押雄

北海道公害防止条例第40条 ~~(第41条、第42条)~~ の規定により、騒音発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	小樽プレス工業株式会社 銭函工場		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	小樽市銭函3丁目555番地		※受理年月日		
資本金額又は出資金額	5000万円		※施設番号		
就業者数	45人		※審査結果		
業種	自動車部品製造業		騒音の防止の方法		別紙のとおり
操業期間	通年		※備考		
作業時間	午前8時～午後5時				
敷地面積 (建設面積)	1,234 m ² (654 m ²)				
騒音発生施設の 種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時分)	使用終了時刻 (時分)
1-イ 液圧プレス	油圧プレス 佐藤製SAT-0	500t	1	9:00	17:00
1-ロ 機械プレス	クランクパワ ープレスST-5	50t	1	9:00	17:00
2 空気圧縮機	OTA-123	25kw	1	9:00	17:00
添付書類	1 工場又は事業場及びその付近の見取図(距離を示すこと。) 2 騒音発生施設及び騒音を防止するための施設の設置場所を示す図面				

- 備考
- 騒音発生施設の種類の欄には、北海道公害防止条例施行規則別表第4に掲げる該当の番号及び名称を記載すること。
 - 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 変更届出の場合には、変更のある部分について変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

騒音防止の方法

建物の構造		壁	屋根	窓	扉	床	柱	はり
	材	質 ブロック	波形スレート	アルミサッシ二重	鉄製	コンクリート	型鋼	軽量型鋼
	厚	さ mm 170	mm 6	mm -	mm 2	mm 20	m/m -	m/m -
塀の構造	材	質	長さ	高さ	厚	さ		
	木	造	m 7.2	m 2	cm 1.5			
作業工程	<p>素材→切断→プレス（打抜）（プレス（絞り））→溶接→組立→研磨→検査→自動車部品</p>							
騒音防止の方法	<p>建物はブロックで建てられており、建物のまわりに塀を設置し作業中は窓や扉を開けることなく建物内で作業実施。</p>							
周辺の状況	<p>工場団地に位置し民家・商店は無い。一番近い工場まで道路を隔てて20メートルもある。</p>							
その他								
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等及びその付近の見取図（距離を示すこと。） 2 騒音発生施設及び騒音防止施設の設置場所を示す図面 3 建物の姿図（窓、扉等を示すこと。） 							

備考 騒音防止の方法の欄には、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等を講じている措置を記載すること。